様式第１６号（第２０条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

**土地の埋立て等に係る変更許可・不許可決定通知書**

　（施工者）

　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　八千代町長　　　　　印

　　　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった土地の埋立て等に係る事項の変更については、次のとおり　　許可　・　不許可　することと決定したので、八千代町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第２０条第２項の規定により、通知します。

１　許可に係る事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変更の内容 | 変更前 | 変更後 |
|  |  |
| 備　考 | 　　　　　　　　　　　　　　 |

２　不許可に係る事項

|  |  |
| --- | --- |
| 不許可の理由 |  |
| 備　考 |  |

（教示）

　この決定に対する審査請求及び取消訴訟の提起に係る教示については、裏面のとおりです。

**（不服申立てに係る教示）**

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、八千代町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

**（処分の取消しの訴えに係る教示）**

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に審査請求をした場合に　　　　　　　　　　　あっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内。以下同じ。）に、八千代町を被告として（訴訟において八千代町を代表する者は、八千代町長となります。)、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して１年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。